

品川区美化推進事業補助金交付要綱

制定	平成 6 年	4 月 1 日	要綱第 28 号
改正	平成 11 年	4 月 1 日	要綱第 69 号
改正	平成 13 年	3 月 28 日	要綱第 104 号
改正	平成 21 年	3 月 31 日	要綱第 183 号
改正	平成 27 年	3 月 27 日	要綱第 215 号
改正	令和 3 年	5 月 31 日	要綱第 171 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、「品川区吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例」に基づき、別表に掲げる品川区 13 地区管内別町会・自治会連合会（以下「各地区連合町会」という。）が実施する美化推進事業に対し、補助金を交付し、地域美化の推進および地域住民相互のふれあいと地域社会への参加を促進し、明るく住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

(運営)

第 2 条 美化推進事業の運営は、各地区連合町会が自主的に行うものとし、事業の形態については、次のいずれかとし地域振興事業部地域活動課と協議するものとする。

- ① 町会・自治会単位
- ② 駅前・商店街等の拠点方式
- ③ 連合町会全体

(対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- ① 美化実践活動
- ② 美化意識の啓発活動
- ③ 区または他の行政機関と共同して行う美化活動

(交付額)

第 4 条 補助金の額は、当該年度予算の範囲内で決定する。

(交付予定額の通知)

第 5 条 区長は、年度当初において、補助金交付予定額通知書（第 1 号様式）により各地区連合町会に通知する。

(交付申請)

第 6 条 各地区連合町会は、前条の通知を受けたときは、別に定める期日までに、補助金交付申請書（第 2 号様式）に実施計画書（第 3 号様式）を添えて区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 区長は、前条による補助金の交付申請があったときは、申請書および関係書類を審査し、補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により各地区連合町会に通知する。

2 区長は、交付決定に必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 各地区連合町会は、前条の交付決定の内容またはこれに付した条件に異議があるときは、補助金の交付決定の日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができる。

(請求書の提出)

第9条 各地区連合町会は、第7条の交付決定通知書を受けたときは、別に定める期日までに、請求書(第5号様式)により区長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 区長は、補助金の交付決定後に事情の変更が生じた場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更の承認)

第11条 各地区連合町会は、次の各号の一に該当する場合は事前に区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽易なものについては、この限りではない。

- ① 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- ② 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
- ③ 補助対象事業の全部または一部を中止または廃止しようとするとき。

(事故報告)

第12条 各地区連合町会は、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、またはその執行が困難となったときは、速やかに区長に報告し、指示を受けるものとする。

(執行状況報告)

第13条 各地区連合町会は、補助対象事業の執行状況について、区長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(是正命令)

第14条 区長は各地区連合町会の報告、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、交付決定の内容またはこれに付した条件に従って執行されていないと認められるときは、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、各地区連合町会が前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 各地区連合町会は、補助対象事業終了後または会計年度終了後、速やかに実績報告書および収支決算書(第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第15条の2 区長は、前条の規定により実績報告書等を受けた場合にはこれを調査し、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、補助金額確定通知書(第7号様式)により各地区連合町会に通知する。

2 前項の規定による調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につきこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

3 前条の規定は、前項の命令により各地区連合町会が必要な処置をした場合について準用する。

(検査等)

第16条 区長が補助職員をして、補助対象事業の執行状況および経理について検査をさせ、または報告を求めたときは、各地区連合町会はこれに応じなければならない。

(経理等)

第17条 各地区連合町会は、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消し)

第18条 区長は、次の各号の一に該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を他の用途に使用したとき。
- ③ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(返還)

第19条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助対象事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を申請者に命ずる。

(違約金)

第20条 各地区連合町会は、補助金の交付の全部または一部を取り消され、その返還を命じられたときは、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 品川区美化推進モデル地区設置要綱（昭和60年品川区要綱第72号）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

号
年 月 日

各地区連合町会長 様

品川区長 濱 野 健

品川区美化推進事業補助金交付予定額通知書

品川区美化推進事業補助金交付要綱に基づき、年度交付予定額を内示するので、下記のとおり申請されるよう通知する。

記

内 示 額	¥
添付書類	年度美化推進事業実施計画書
提出期限	年 月 日
提 出 先	

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長様

住所 品川区

会長

品川区美化推進事業補助金交付申請書

品川区美化推進事業補助金交付要綱に基づき、令和3年度補助金の交付を受けるため、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	¥
添付書類	年度美化推進事業実施計画書

年度美化推進事業実施計画書

年 月 日

連合会名および代表者名		
実施形態 (いずれかに○印を)	① 拠点方式 (拠点) (町会名: _____)	② 町会単位 (1町会または複数町会) (町会名: _____)
事業実施内容	清掃活動	啓発活動
	① 定期清掃日 (月 回、第 曜日) ② 主な清掃場所 ③ その他の活動 (例) 「関東地方統一美化キャンペーン」一斉清掃の日 (5月30日以降の最初の日曜日) の取り組み	(例) ① 「ポイ捨て禁止条例施行記念」一斉啓発 ② 回覧板・掲示板等による広報
予算額	収 入	
	区補助金 _____円 その他 () _____円 計 _____円	支 出
		器材購入費 _____円 (内訳) 運 営 費 _____円 その他 () _____円 計 _____円

第4号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

各地区連合町会長 様

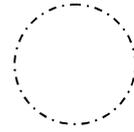
品川区長 濱 野 健

品川区美化推進事業補助金交付決定通知書

品川区美化推進事業補助金交付要綱に基づき、 年 月 日付の補助金交付申請書について審査した結果、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額	¥
請求書の提出期限	年 月 日



第5号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長様

住所

氏名

会長

印

品川区美化推進事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった 年度美化推進事業補助金
について、下記の金額を請求します。

記

交付請求金額

金額	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---

年度美化推進事業実績報告書および収支報告書

年 月 日

連合会名および代表者名																																															
実施形態 (いずれかに○印を)	① 拠点方式（拠点） （町会名： _____ ）																																														
		② 町会単位（1町会または複数町会） （町会名： _____ ）		③ 連合会全体																																											
事業実施内容	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">月/日</th> <th style="width:40%;">活動内容・場所</th> <th style="width:10%;">参加人員</th> <th style="width:10%;">月/日</th> <th style="width:40%;">活動内容・場所</th> <th style="width:10%;">参加人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>/</td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>/</td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">*その他の活動</p>					月/日	活動内容・場所	参加人員	月/日	活動内容・場所	参加人員	/			/			/			/			/			/			/			/			/			/			/			/		
月/日	活動内容・場所	参加人員	月/日	活動内容・場所	参加人員																																										
/			/																																												
/			/																																												
/			/																																												
/			/																																												
/			/																																												
/			/																																												
収支決算額	収 入		支 出																																												
区補助金 _____ 円		器材購入費 _____ 円			(内訳)																																										
その他 (_____) _____ 円		運 営 費 _____ 円																																													
計 _____ 円		計 _____ 円																																													

第7号様式（第15条の2関係）

第 号
年 月 日

各地区連合町会長 様

品川区長 濱 野 健

美化推進事業補助金額確定通知書

品川区美化推進事業補助金交付要綱に基づき、 年 月 日付の
実績報告書等について審査した結果、下記のとおり 年度の補助金額を
確定したので通知します。

記

交付すべき補助金の額	円
既に交付した補助金の額	円
差し引き	円